

職員の表彰等に関する実施要領（内規）

（令和３年１月１日）

（目的）

第１条 この内規は、正規職員就業規則（以下「規則」という。）の規定に基づく職員の表彰の、会長が定めることについて、必要な事項を定めるものとする。

（表彰の適用）

第２条 規則第３９条第１項第１号に「準ずる功績があった者」とは次の第１号のとおりとする。

- （１）職員として退職した者で、満１０年以上２０年未満在職し、勤務成績が優秀な職員の内、担当係長以上の職員は表彰状を交付し、その他の職員は感謝状を交付する。

附 則

この規定は、令和３年１月１日から施行する。

附 則

この規定は、令和３年１０月１日から施行する。